

砂川市訓令第17号

令和6年4月1日

すながわ健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

すながわ健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する訓令

すながわ健康ポイント事業実施要綱（令和元年訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「20歳」を「18歳」に改める。

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 市内で健康づくりの運動（月1回以上かつ1回につきおおむね1時間以上継続して行う運動に限る。）を行っている」と市長が認める団体の活動へ参加すること。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項第6号による承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、毎年度4月末までに、すながわ健康ポイント対象事業実施団体承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、すながわ健康ポイント対象事業実施団体（承認・不承認）決定通知書（別記第6号様式）により、申請団体に通知するものとする。

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

すながわ健康ポイント対象事業実施団体承認申請書

砂川市長 様

砂川市健康ポイント事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、すながわ健康ポイント対象事業実施団体の承認を受けたいので、次のとおり申請いたします。

団体名	
運動内容	
活動場所	
活動回数	週 ・ 月 回
活動時間	1回当たり 時間
活動開始日	年 月 日 より
参加者状況	会員数 人 平均参加人数 人 平均年齢 歳
代表者	氏 名 : 住 所 : 電話番号 : (日中連絡可能な番号) — —

市記入欄

受付日	承認の可否
	承認 ・ 不承認

別記第6号様式（第4条関係）

年 月 日

すながわ健康ポイント対象事業実施団体（承認・不承認）決定通知書

様

砂川市長

年 月 日付けで申請のありましたすながわ健康ポイント対象事業実施団体の承認について、次のとおり決定しましたので、すながわ健康ポイント事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

1 承認	(遵守事項) ・申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告してください。 ・市が貸与するポイント付与用スタンプは、適正に取り扱うとともに団体の解散などで不要となった場合は速やかに返還してください。
------	--

2 不承認	(理由)
-------	------